

第8回 公立能登総合病院協議会 記録

【日 時】 平成23年3月3日（木） 午後3時より午後4時45分

【場 所】 公立能登総合病院 会議室（3階）

【出席者】 20名（委員9名、当院 8名、事務局 3名）

（委員） 松木会長、池島副会長、岡野委員、小林委員、清水委員、橋本委員
平山委員、藤本委員、宮野委員

（当院） 川口事業管理者、藤岡病院長、池野副院長、永島経営本部長、中村総務課長、
出村管理課長、北川患者サービス課長兼医療情報課長、勢田地域医療連携部副
部長

（事務局）土倉主幹、羽石主任、森口主事

【内容】

1 開会のあいさつ

＜川口病院事業管理者＞

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私たちの公立能登総合病院は七尾市と中能登町に住んでおられる皆様の意志によって設置された病院であります。そのため、地域の方々の意見を聞きながら病院を運営していく必要があると考え、この病院協議会を設立し、今回で第8回目の開催ということになりました。「病院に対する思い」や「今後こんなことに取り組んで欲しい」などのご意見やご要望などがありましたら忌憚なくお話しをしていただき、今後の病院運営につなげてまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

2 委員の改選

戸部委員（中能登町区長会会長）→藤本委員（中能登町区長会会長）

3 議件

＜松木会長＞

平成22年度最後の病院協議会になりますが、本日はお忙しいなかご出席をいただきまして、ありがとうございます。先ほど、病院事業管理者の川口先生が話されたように、忌憚のない、活発なご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

（1）公立能登総合病院の経営状況について

●この国の抱える問題

- ・子ども手当の財源、年金問題、尖閣諸島問題、普天間飛行場の移転、国の抱える借金900兆円など、さまざまな問題を国は抱えている。その中で、私たちは病院を運営している状況である。

●我々の仕事は愚直に地域医療を守るのが本分

- ・この地域に住む皆様を医療面で絶対に不安にさせず、数多くの疾患に対して、この地域で完結できるように医療の質を向上させ、人生の終末にあたり、この地域で生きて良かったと感じてもらえる医療を提供することが当院の本分であると考えている。

●今年度4月からの主な活動の紹介

- ・「地域の皆様に病院のことを知ってもらうこと」、「全員経営・全員医療」、「診療の質・医療レベルの向上」、「地域との密接で積極的な関わり」という4つの柱を大切にしながら活動を行った。

- 医療展開の方向性
 - ・厚労省は「医療の質向上」と「効率性」に注目しているため、医療の質の向上に取り組み、診療報酬上で取得できる加算を積極的に取得していく風土を作っていく。
 - ・外来迅速検体検査加算、栄養サポートチーム加算、医師事務作業補助体制加算、急性期看護補助体制加算などを取得していく。
- 第3四半期までの経営状況
 - ・第3四半期までの医業収益は、平成21年度は51億9,795万円で、平成22年度は56億2,382万円となり、4億2,587万円の増収となっている。
 - ・第3四半期までの事業収支は、事業収益は64億1,798万円で、事業費用は63億3,398万円となっており、経常利益は8,400万円となっている。
- 次年度以降の問題
 - ・「退職者が多くなること」、「医療器機の更新などが控えていること」、「透析室や内視鏡室を拡張しなければならないこと」、「職員の福利厚生施設を整備しなければならないこと」、「医師や看護師を確保すること」などの問題がある。
 - ・新築後約10年での不具合として、「職員増による駐車スペースの不足」、「医療秘書の増員によるスペースの確保」、「精神センター外来の狭隘化」、「職員向けのスペースが確保できていない」などの問題がある。
- 今後の方向性について
 - ・地域の人口減少や高齢化により、能登北部を包括した医療を展開していきたい。また、医療と福祉を全体的に考える必要性もでてきている。これまでは、収益を上げて経営改善を行ってきたが、今後は、「最新最高の医療を、安全に提供する公的医療機関として、能登全域の住民の健康を守る」という基本理念に立ち返り、この病院だけではなく、能登地域全体を見据えた医療に取り組むことが重要になる。
 - ・救急医療を充実し、地域医療連携を積極的に推進していく。
 - ・今後の医療展開に柔軟に対応するために、経営を安定させ、職員満足度の向上を図っていく。また、「全員経営・全員医療」に取り組み、地域住民から信頼してもらえる医療を展開していく。

<平山委員>

前回も、精神センターについてのお話を少ししたのですが、先程も、川口先生から「公立能登総合病院は七尾市と中能登町の住民で作られた病院」とのお話があったのですが、精神センターについては、七尾鹿島で設置する必要があるのでしょうか。入院患者さんの割合についても、七尾市と中能登町の住民の方以外の方が半分くらい占めていることなどからも、能登北部の自治体も含めた広域連合のような形で設置してはどうかと思います。

また、平成23年度予算でも精神センターの入院単価は低く、経営にどのくらいの影響を及ぼしているのですか。これから先、高齢化が進んでいく中で精神センターの100床を縮小し、療養型や緩和ケア病棟に変えて行くことを考えた方が、七尾市と中能登町の住民の方々にとっては良いのではないのでしょうか。

精神病院は民間にもありますし、民間と比べて公的医療機関としての特徴を出すことも難しいのではないのでしょうか。

- 精神センターについては、以前、金沢大学の助教授の先生、松原病院の松原先生、能登北部と能登中部の保健所長の方々と、「精神センターのあり方検討会」を開催し、そのあり方を検討しました。その中で、能登中部、能登北部を全体的に見ると、この病院の病床数100床は、このまま存続してもらいたいという意見がありました。七尾鹿島広域圏事務組合が運営すべきかという点については、赤字がひどいようであれば無理に運営しなくても良いのではという意見もありました。

精神センター単独での経営状況については、平成20年及び平成21年度では、約1億3,000万円から1億7,000万円の赤字となっています。しかし、精神医療については、1億円から1億2,000万円の分担金が構成市町から入ってきますので、実際は数千万円の赤字となります。

次に、公的医療機関が精神科を運営すべきかどうかということについてですが、自治体病院協議会の中でも議論がされています。以前に「宇都宮病院事件」というものがあり、宇都宮市にある民間の精神科病院で、理事長が入院患者さんに自分の畑をさせて利益を得ていたり、患者さんに暴行を加えて死亡させる事件がありました。その反省から、公的医療機関では、こういったことが起こりにくいのではないかと考えられています。

また、民間の精神科病院の先生が一番困ることは、患者さんが身体合併症を併発することです。精神科だけの疾患であれば対応できますが、他の診療科の病気になった場合、その病気の診療科と密接な治療をしないと対応できません。こういった点からも、経営的には赤字ですが、この地域あるいは能登北部も包括した形で、精神医療を行っていきたいと考えております。

実際、能登北部に行きますと精神科の入院施設はなく、当院の精神科の先生方が能登北部の公立病院へ外来診療の応援に行っております。このようなことを石川県が主体となって取り組んでくれるのであれば、お願いしたいのですが、現実的に難しいと思いますので、当分は効率のいい運営をしていくしかないのが現状です。

また、一般病棟に入院されている患者さんの高齢化が非常に進んできています。高齢の入院患者さんの中で、精神疾患を患う患者さんが増えてきておりますので、隣に精神センターがあると、非常に助かるという面もあります。

(2) 平成23年度当初予算等について

平成23年度当初予算につきまして、まず2月25日の広域圏議会において議決されていることをご報告いたします。

①当初予算の概要について

収益的勘定

事業収益	8,615,015千円	対前年度比較	203,382千円	伸率	2.4%
医業収益	7,900,819千円	対前年度比較	120,821千円	伸率	1.6%
入院収益	5,052,583千円	対前年度比較	180,405千円	伸率	3.7%
外来収益	2,476,112千円	対前年度比較	▲19,133千円	伸率	▲0.8%
医業外収益	負担金交付金				
	596,498千円	対前年度比較	71,679千円	伸率	13.7%
事業費用	8,601,968千円	対前年度比較	199,623千円	伸率	2.4%
医業費用	8,246,951千円	対前年度比較	213,429千円	伸率	2.7%
給与費	4,622,122千円	対前年度比較	197,606千円	伸率	4.5%
材料費	1,559,151千円	対前年度比較	▲61,704千円	伸率	▲3.8%
収益費用差引額					
	13,047千円	対前年度比較	3,759千円	伸率	40.5%

資本的勘定

資本的収入	547,407千円	対前年度比較	212,276千円	伸率	63.3%
企業債	252,100千円	対前年度比較	127,100千円	伸率	101.7%
資本的支出	1,079,940千円	対前年度比較	236,545千円	伸率	28.0%
建設改良費	347,095千円	対前年度比較	207,955千円	伸率	149.5%
企業債償還金					
	718,685千円	対前年度比較	22,125千円	伸率	3.2%
投資（修学資金貸与金）					
	14,160千円	対前年度比較	6,480千円	伸率	84.4%

収入収支差引額

▲532,533千円 対前年度比較 ▲24,269千円 伸率 4.8%

②平成23年度の事業方針並びに予算に係る重点目標と重点施策について

●重点目標

1. 住民に信頼される安心で安全な地域医療の提供
2. 持続可能な健全経営の確立

●重点施策

引き続き、昨年度と同様の5つの施策を来年度も取り組むが、下線部については、新たにに取り組む項目になっている。

●平成23年度戦略プロジェクトチーム

- ・地域医療支援病院承認対策PT
「地域医療支援病院承認のためのアクションプラン」の推進を集中的に進めるPT（平成21年度からの継続）
- ・職員満足度分析PT
職員満足度調査の結果を分析し、職員満足度向上のための施策を検討するPT
- ・アメニティ向上PT
コンビニエンスストアの設置等、アメニティの向上を図るPT
- ・診療収益向上対策PT
診療報酬の改定に伴う収益向上対策や新入院患者の確保策を図るPT
- ・第3次経営改革のシナリオ作成PT
第2次経営改革のシナリオを踏まえて、第3次経営改革シナリオを策定するPT

<岡野委員>

今日も家内と車で8時40分頃来院しましたが、駐車場が満車で、車を駐車する場所を探すのに四苦八苦しました。新たに120台の駐車場を整備することは、とてもいいことだと思います。

また、以前からみると、お医者さんや看護師さんの対応が非常に良くなったと感じています。

- 120台の駐車場整備につきましては、来年度の予算にて対応していく予定です。ピーク時に駐車スペースがなくなるため、なんとか不都合のない形で、駐車できるようにしていきたいと考えており、今年度の2月末に正面左側に32台分の駐車場を増設し、職員駐車場としました。今まで職員が止めていた正面右側の駐車場が空きますので、今後はこちらの方も利用していただければと考えております。

<藤本委員>

民間病院では、経営者が決定したことをすぐに実行できます。例えば、コンビニについても、民間病院では、すぐ導入して運用しているところがありますが、公的病院も簡単に導入できるのですか。民間と公立の意思決定の違いみたいなものはありますか。

- 地方公営企業法一部適用という形であった以前は、病院でカーテンを付けるにも病院の決裁の後、広域圏事務局などの決裁が必要でした。しかし、平成19年度からは地方公営企業法全部適用になりまして、たくさんの権限が病院事業管理者に委譲されました。そのため現在は、この敷地が空いているから、この場所でコンビニを設置しましょうといえ、すぐ設置できる体制になっています。

平成19年度から経営改革ができた大きな点は、権限委譲による現場主義と迅速主義が挙げられます。職員の意思や思いに迅速に対応することで働きがいを感じるようになるようになりました。

したがって、病院の意思決定につきましては、民間に近い形になっております。

<藤本委員>

現場主義で、職員の皆さんのアイデアをどんどん活用し、働きやすい職場になっていただければと思います。

<小林委員>

分担金について、七尾市と中能登町の割合はどのように決定されるのですか。

- 分担金の割合については、七尾鹿島広域圏組合規約に定められており人口割、利用実績割、所在地割の3つで割合を決めております。

<小林委員>

資本的支出にあります補助金返還金の中身について教えていただけますか。

- 補助金は、消費税法によると特定収入の扱いになります。年間の消費税確定申告において、特定収入割合が5%以下になると、補助金における課税仕入割合の5%を国等に返還する必要が生じます。補助金返還金とはその返還金になります。

<平山委員>

毎年、経営方針で外来患者数を減らしながら病院を運営しているが、どれくらいまで減らすことを考えていますか。

- 以前は、外来患者数は1日1,200人でしたが、現在は800人ぐらいになっております。昨年までのコンサルタントの方の見解では、500人程度ぐらいまで減らすことができれば、もっと入院患者に力をいれることができ、効率のいい診療ができると言われました。しかし、病院としては、そこまで減らす必要はないと考えております。

地域医療連携室のスタッフが開業医の先生を訪問しておりますと、もう少し逆紹介をしていただければと言われる先生もおりますので、そういう先生に逆紹介を進めながら、もう少し外来患者を減らしていきたいと考えております。

<平山委員>

医師や看護師の確保について、あと何名くらい必要ですか。

- まず、医師についてですが、この病院における理想的な医師の必要数を算出したところ、67名となります。現在、臨床研修医を含めて58名という状況ですので、まだ10名近く医師を確保する必要があるということになります。

次に、看護師についてですが、現在7対1看護の基準を満たすのにギリギリの職員数であります。今後は33名ぐらい増員することができれば十分となることから、先の2月議会で33名を増員する定数条例の改正を行いました。

(3) 看護師臨床研修制度について

●新人看護師臨床研修制度とは

新人看護師が1年間いろいろな病棟や手術室などを回り、看護師としての技術や心構えを医療の現場で実践的に学ぶ制度。

当院では、新人看護師を組織全体で温かくサポートするために、今年度より県内でいち早く新人看護師臨床研修制度を導入した。

●新人看護師臨床研修が必要な理由

「医療の高度化、医療安全意識の高まりなど、非常に多くのことを看護職員に求められるようになってきた」ことや、「基礎教育だけでは、高い看護実践能力を十分に獲得することができない」などの理由で、自分の知識・技術の不足や医療事故への不安に悩み、早期に離職する新人看護職員が増えてきたため、新人看護職員の卒後臨床研修が不可欠になってきた。

●新人を受け入れる組織のすべきこと

看護のスキルは、根拠に基づいた技術はもちろんのこと、個々の患者への対応、言葉遣い、そのしぐさなど、全てを職場の先輩看護師から学び、身に付けていく。新人看護師が、自由に発言でき、困ったときに「困った」と声をだして先輩看護師に助けを求められる環境にしていく必要がある。

●研修生を支える組織体制

研修責任者1名、教育担当者10名、実施指導者19名と研修生12名で新人看護師臨床研修制度を開始した。各病棟などを数カ月ごとに回りながら研修を行い、定期的に集合研修も合わせて行う。

●研修後の進路

研修後は「当院以外の病院で勤務することも可能である」と伝えてあったが、研修生全員が当院に勤務することを希望している。

<宮野委員>

看護師不足で大変だと思いますが、家族が入院した時に、看護師さんが忙しい朝5時から8時の時間帯に、看護師さんをお呼んだのですが、なかなか来てもらえなかったことが何回かありました。

そこで、日勤以外の準夜・深夜の時間帯で、もっと人を増やして欲しい時間帯に、一度退職された看護師や、人材派遣センターの方などが来ていただけると、看護の質は落ちるかもしれませんが、患者さんが望んだ時に、誰かがすぐに来てくれて助かると思います。看護師の勤務時間帯をずらすなどして、こういった対応をすることは可能ですか。

→ 看護師は、夜勤などの時間帯にはPHSを持っていまして、ナースコールと連動しています。しかし、忙しい時間帯はナースセンターが不在になっていたり、必要に応じてすぐに病室に行くことができないのが実情です。

そこで、看護補助者にも早番、遅番勤務をしていただく試みをしております。現在は看護補助者に食事介助、トイレ補助などをしていただくため、早番勤務では朝7時半から、遅番勤務では夜9時まで勤務をしていただいております。

<宮野委員>

いろいろなクレームがあると思うのですが、どのような対応をしていますか。

→ 患者さんからのクレームは、院内にあるご意見箱への投書、電話によるもの、ホームページからの投稿、直接受付に来られて言われる場合などさまざまです。患者さまからいただいたクレームにつきましては、関係する部署で調査をして、記名されているクレームにつきましては、お返事をお送りしております。また、院内でクレームをまとめ、皆さんに周知したい事柄につきましては、正面玄関に掲示しております。

(4) その他

①新たな病院づくりへの挑戦（新聞報道等）について

資料については、新聞報道等をまとめたものになりますので、ご一読いただければと思います。

<橋本委員>

平成23年度のプロジェクトチームについて、担当課が設けられていますが、若い職員らが横断的に横のつながりを大事にして違う課の人と活動はしていないのですか。

→ ここで書かれている担当課は、庶務担当課ということでご理解ください。実際のチーム編成につきましては、若い人を含めて関連する職種から幅広く集まっていたり、活動していくこととなります。

<橋本委員>

若い人を、どんどん参加させ、そして失敗をさせて、将来の病院を担う人材を育てていただきたいと思います。また、駐車場の問題についても、駐車場を整理するような人を1人置くことによっても、問題を解決できるのではないかと思います。

<小林委員>

看護師臨床研修制度に参加するにはどのような資格が必要なのですか。

→ 看護師免許を持っている人を対象にしています。看護専門学校を卒業しても実践力が無く、2～3ヶ月でこんなはずじゃなかったと辞める看護師さんが多いため、1年間研修をしてもらい、自信を持って現場に立ってもらうための研修制度です。

<清水委員>

40年間石川を離れていて、帰ってきて10年が経ちますが、病院にあまり縁がない状況でした。しかし、おととしの12月に救急車の手を借り、能登病院のお世話になりました。その時の看護師さんに本当に良くしていただきました。

それから、2ヶ月に1回、外来を受診しておりますが、若い看護師さんが患者さん一人一人の顔を見ながらあいさつをしていきます。患者にとって不安な状態の中、このような対応は心なごむとても良いことだと思います。

4 その他

次年度以降の委員の選任及び次回の開催予定について

●次年度以降の委員の選任

平成23年3月31日をもって任期終了となりますが、来年度以降にもう一度、構成市町より推薦がありましたらよろしくをお願いします。

●次回の開催時期

次年度秋頃を予定

5 閉会あいさつ

<藤岡病院長>

本日は、委員の皆様におかれましては、長時間にわたってご審議をしていただきましてありがとうございました。今年度もなんとか、良好な経営状況にすることができそうです。今後は、地域の医療機関との連携を進め、質の良い医療サービスを提供していきたいと考えております。

至らない点をこの協議会でご指摘していただきまして、今後、更に良くしていきたいと考えております。本日いただいたたくさんの貴重なご意見を今後の病院運営にしっかりと活かしていきたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

(午後4時45分閉会)